

南島原にゅーす

🗨 環境課 ☎050(3381)5041

イルカの観察から環境について考えよう



野生のイルカ観察をとおして、海の生態系について楽しく学習しましょう。

- 📅 **8月31日**(土) (雨天決行)
- 【午前の部】午前9時30分～11時30分
- 【午後の部】午後2時30分～4時30分
- 📍かづさイルカウォッチング（加津佐漁協内）
- 👤家族または友だち同士で参加ください(南島原市民)。
- 📅先着60人（ただし、1グループにつき4人まで）
- 📎小学生以下は無料。中学生以上は1人1,000円
- 持参品／タオル、飲み物、雨具（雨天時）、保険証のコピー、着替え、酔い止めの薬（必要な人のみ）
- 📄①名前、②住所、③生年月日（年齢）、④電話番号、⑤午前・午後の希望をFAXまたはEメールで申し込んでください。
- FAX：0957（82）3086
- Eメール：kankyou@city.minamishimabara.lg.jp

📅 **8月23日**(金) 午後5時まで

南島原にゅーす

🗨 商工観光課 ☎050(3381)5032

島原手延そうめんをPRしてください

～「奨学麺生」「そうめん営業課員」募集～



市では、特産品の1つである「島原手延そうめん」の知名度向上、消費拡大を目的に「奨学麺」制度および「そうめん営業課」を開設します。開設に当たり、そうめんをPRする奨学麺生および営業課員を募集します。

対象となる家族や友人への案内をお願いします。

📍市が提供したそうめんを食し、そのおいしさを口コミや SNS、ブログなど、色々な形で、自由にPR。

📅奨学麺生、そうめん営業課 各10人程度

👤南島原市出身の県外在住者で島原手延そうめんを愛する18歳以上の大学生・専門学校生など(奨学麺生)および社会人(そうめん営業課)

📅 **8月23日**(金)

南島原にゅーす

🗨 こども未来課 ☎050(3381)5050

お遊び教室参加者募集

子どもは経験をしないと分からないことばかり。得意なこともあればそうでないこともあります。また、子育ての悩みを1人で抱え込んでいるお母さんが多いことも現状です。言葉、行動、食事、生活リズムなど“ちょっとだけ”気になることはありませんか。

そんなお母さん、この機会に『お遊び教室』に参加してみませんか。専門のスタッフと一緒に、遊びを通して楽しい時間を過ごしましょう。子どものハツとする成長を発見できますよ。

📅9月17日(火)、10月2日(水)・15日(火)・30日(水)、11月13日(水)・28日(木)（全6回）※数回のみ参加可

📍北有馬保健センター

👤子育てを“ちょっとだけ”気にしている保護者とその子ども（就学前まで）

📅10組（定員になり次第締め切ります）

📎無料

🏠保育士による自由遊びや、心理士との個別相談、栄養士講話、生活相談など

📞電話で申し込みください。

📅 **8月30日**(金)



南島原にゅーす

🗨 福祉課 ☎050(3381)5051／たすかる相談支援事業所 ☎0957(82)4870

障害者相談員名簿

種別	氏 名	担 当 地 区	電 話 番 号
身 体	松 本 繁 幸	深 江 町 地 区	☎72-5437
	荒 木 安 久	布 津 町 地 区	☎72-2149
	田 出 春 男	有 家 町 地 区	☎82-4683
	北 尾 松 枝	有 家 町 地 区	☎82-1236
	本 村 正 年	西 有 家 町 地 区	☎82-4470
	梶 原 千 秋	西 有 家 町 地 区	☎82-1056
知 的	宮 田 操	北 有 馬 町 地 区	☎84-3547
	林 田 榮 吉	南 有 馬 町 地 区	☎84-2330
	田 中 利 弘	南 有 馬 町 地 区	☎85-2887
	菅 翼	口 之 津 町 地 区	☎86-3047
	西 田 之 士	口 之 津 町 地 区	☎86-3605
	竹 馬 義 雄	加 津 佐 町 地 区	☎87-2715
精 神	大 石 美和子	深 江 町 地 区	☎72-4587
	池 田 茂 森	布 津 町 地 区	☎72-3820
	内 田 廣 利	有 家 町 地 区	☎82-3426
	伊 崎 勇喜雄	西 有 家 町 地 区	☎82-3793
	井 村 和 美	北 有 馬 町 地 区	☎84-3418
	松 尾 勇	口 之 津 町 地 区	☎86-2077
精 神	園 田 恵美子	加 津 佐 町 地 区	☎87-2990
	伊 藤 恭 子	深江町～西有家町地区	☎82-3448
精 神	成 末 和 子	北有馬町～加津佐町地区	☎86-2842

南島原にゅーす

🗨 福祉課 ☎050(3381)5051

ご存じですか、「特別障害者手当」のこと

特別障害者手当

20歳以上で、身体または精神に重度の障害を有し、常時特別の介護を必要とする人に支給されます。

●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

◎社会福祉施設に入所しているとき。

◎病院などに継続して3カ月を超えて入院するとき。

◎所得制限を超えているとき。

障害児福祉手当

20歳未満で、身体または精神に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の人に支給されます。

●支給制限

次のいずれかに該当するときは支給されません。

◎障害を支給理由とする公的年金など（特別児童扶養手当を除く）を受給しているとき。

◎社会福祉施設に入所しているとき。

◎所得制限を超えているとき。

※支給額や支給の制限など詳しくは、お問い合わせください。

障害者のための相談員制度

障害者相談員は、障害者などの家族の中から選任され、悩み事の相談や必要な助言を行っています。市内に相談員を配置し、活動していますので、1人で悩まず、一度相談してください。

また、市が委託している「たすかる相談支援事業所」でも障害（身体・知的・精神）に関する情報提供や福祉サービスの利用相談を受け付けています。

聴覚障害者災害情報配信登録

🏠火災や大雨、土砂災害により避難勧告・指示などが発令されたとき、災害緊急情報を自宅のFAXへ配信します。

👤聴覚に障害を持つ身体障害者手帳保持者で、自宅にFAXを持っている人

📄氏名、住所(自治会を含む)、FAX番号を記入の上、申し込んでください。

🗨福祉課 FAX 0957（82）0217